

J R 東海労申第 3 2 号
2 0 2 0 年 4 月 1 6 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

今年度の連続休暇の取り扱いに関する申し入れ

政府は 4 月 7 日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を発令した。

不要・不急の外出の自粛を求められている中、連続休暇で旅行等を予定していた社員が、連続休暇を取り消したいが取り消せないと一方的に通告されることで不満を抱えている。予期せず「緊急事態宣言」が発令され、貴重な年次有給休暇を無駄に使用してしまうことになり、社員は不利益を被っている。会社は、現場で働く社員の不安や疑問を払拭する必要がある。また緊急事態であることを考慮した勤務の取り扱いを行うべきである。

J R 東海労は「緊急事態宣言」によって、組合員・社員が不利益を被ることは許されないと考える。従って下記の通り申し入れるので団体交渉を開催すること。

記

1. 「緊急事態宣言」の発令を理由に、連続休暇の取り消しを求めた社員に対しては、連続休暇の申し込みの取り消しを認めること。また、認めない理由を明らかにすること
2. 「緊急事態宣言」の発令を理由に、連続休暇の取り消しを求めた社員に対しては、今年度下期の連続休暇申請を認めること。
3. 「緊急事態宣言」の発令により予定していた旅行等が出来なかったにも関わらず、連続休暇を取得してしまった社員に対しては、本人の希望した時期に、特休・公休を使用して連続休暇を取得させること。
4. 理由の如何にかかわらず、社員が申し込んだ年次有給休暇について取り消しを求めたときは、これを認めること。また「年休の取り消し」を認めない職場があるが、その理由を明らかにすること。

以 上